

平成二十七年厚生労働省令第百六十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第八条第一項、第三項から第五項まで及び第七項、第九条、第十一条第一項、第十二条第二項及び第四項、第六条並びに第二十七条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令を次のように定める。

(法第八条第一項の届出)

第一条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「法」という。)第八条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)の住所を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出することによって行われなければならない。氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二、常時雇用する労働者的人数

三、一般事業主行動計画(法第八条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。)を定め、又は変更した日

四、一般事業主行動計画の計画期間

五、一般事業主行動計画を定める際に把握したその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況

六、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標及び当該取組の内容の概況

七、一般事業主行動計画の労働者への周知の方法

八、一般事業主行動計画の公表の方法

九、一般事業主行動計画を変更した場合にあつては、その変更内容

十、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法

十一、女性の職業生活における活躍に関する状況の把握等)

第二条 法第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度

におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に關し、第一号から第四号まで及び第二十四号に掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第五号から第二十三号

までに掲げる事項を把握しなければならない。

この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分(職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であつて、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うこと)を予定して設定しているものをいう。以下同じ。)との状況を、第二十四号に掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を、それぞれ把握するとともに、必要に応じて第五号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握するときは、雇用管理区分ごとの状況を把握しなければならない。

採用した労働者に占める女性労働者の割合

二、その雇用する労働者(期間の定めのない労働契約を締結している労働者及び同一の使用者との間で締結された二以上の期間の定めのある労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。)の契約期間を通算した期間が五年を超える労働者に限る。)の男女の平均継続勤務年数の差異

三、その雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等の状況

四、一般的な労働時間(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者にあつては、同項第三号に規定する健康管理時間。第十四号において同じ。)の状況

五、女性の応募者(募集に応じて労働者になるとする者をいう。以下同じ。)の数を採用した女性労働者の数で除して得た数及び男性の応募者の数を採用した男性労働者の数で除して得た数(第十九条第一項第一号口において「男女別の採用における競争倍率」とい

う。)並びにその雇用する労働者の男女別の配置の状況

八、その雇用する労働者の男女別の将来の人材育成目的とした教育訓練の受講の状況

九、管理職、男性労働者(管理職を除く。)及び女性労働者(管理職を除く。)の配置、育成、評価、昇進及び性別による固定的な役割分担その他の職場風土等に関する意識(派遣労働者にあつては、性別による固定的な役割分担その他の職場風土等に関するものに限る。)

十、事業年度前及びその前後の事業年度に採用した女性労働者(新たに学校若しくは専修学校を卒業した者若しくは新たに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項各号(第四号を除く。)に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者(以下「新規学卒者等」という。)とし

て雇い入れたものに限る。)の数に対する当該女性労働者であつて引き続き雇用されているものの数の割合並びに十事業年度前及びその後の事業年度に採用した男性労働者(新規学卒者等として雇い入れたものに限る。)

十一、その雇用する労働者(以下「管理職」という。)に占める女性労働者の割合

十二、各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合

十三、その雇用する労働者の男女別の労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度(在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績)

十四、その雇用する労働者及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等の労働時間の状況

十五、その雇用する労働者に対して与えられた労働基準法第三十九条の規定による有給休暇(以下「有給休暇」という。)の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合(第十九条第一項第一号へ及びトにおいて「有給休暇取得率」という。)

十六、各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び各職階から一つ上位の職階に昇進した女性労働者の数のそれぞれの割合及び事業年度の開始の日における各職階の男性労働者の数に対する当該事業年度の開始の日に属していた各職階から一つ上位の職階に昇進した男性労働者の数のそれぞれの割合

十七、事業年度の開始の日における各職階の女性労働者の数に対する当該事業年度の開始の日に属していた各職階から一つ上位の職階に昇進した女性労働者の数のそれぞれの割合及び事業年度の開始の日における各職階の男性労働者の数に対する当該事業年度の開始の日に属していた各職階から一つ上位の職階に昇進した男性労働者の数のそれぞれの割合

十八、その雇用する労働者の男女の人事評価の結果における差異

十九、その雇用する労働者及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者のセクシユアルハラスメント等に関する相談窓口への相談状況

二十、その雇用する労働者の男女別の職種の転換又はその雇用する労働者の男女別の雇用形態の転換及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の男女別の雇入れの実績

二十一、男女別の再雇用(定年後の雇入れを除く。以下同じ。)又は新規学卒者等及び定年後の者以外の者の雇入れ(以下「中途採用」という。)の実績

二十二、その雇用する労働者の男女別の職種若しくは雇用形態の転換をした者、再雇用をした者又は中途採用をした者を管理職へ登用した実績

二十三、その雇用する労働者(通常の労働者を除く。)の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況

二十四、その雇用する労働者の男女の賃金の差異

法第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、前項第一号から第四号までに掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて同項第五号から第二十四号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分ごとの状況を把握することも、必要に応じて同項第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十一号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を、それぞれ把握しなければならない。

3

一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、前一項で把握した事項について、それぞれ法第七条第一項に規定する事業主行動計画策定指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

（法第八条第二項第二号の目標）

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備（前条第一項第二号、第三号及び第十号から第十五号までに掲げる事項）

（法第八条第四項の周知の方法）

第三条　法第八条第四項の規定による周知は、事業所の見やすい場所へ掲示すること、書面を労働者へ交付すること又は電子メールを利用して労働者へ送信することその他の適切な方法によらうとする。

(法第八条第五項の公表の方法)

第四条 法第八条第五項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

(法第八条第七項の届出)

第五条 第一条の規定は、法第八条第七項の届出を行ふ一般事業主について準用する。
(準用)

第六条 第二条の規定は法第八条第七項の規定により一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする一般事業主について、第三条の規定は法第八条第八項において準用する同条第四項の規定による周知を行う一般事業主について、第四条の規定は法第八条第八項において準用する同条第五項の規定による公表を行う一般事業主について、それぞれ準用する。
(法第九条の申請)

第七条 法第九条の認定を受けようとする一般事業主は、基準適合一般事業主認定申請書(様式第一号)に、当該一般事業主が同条の基準に適合するものであることを明らかにする書類添付して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
(法第九条の認定の基準等)

第八条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一 次のいずれにも該当する一般事業主であること。
イ 次に掲げる事項のうち一又は二の事項に該当し、該当する事項の実績を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。
(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 雇用管理区分ごとに算出した直近の三事業年度ごとに労働者の募集(期間の定めのない労働契約を締結する労働

(2) 者として雇い入れることを目的とするものに限る。以下の(i)において同じ)に対する女性の応募者の数を除して得た数を当該三事業年度において平均した数にそれぞれ十分の人を乗じて得た数が雇用管理区分ごとに算出した直近の三事業年度ごとに労働者の募集に対する男性の応募者の数を当該募集で採用した男性労働者の数で除して得た数を当該三事業年度において平均した数よりもそれぞれ低いこと。この場合において、同一の雇用管理区分に属する労働者の数がその雇用する労働者の数のおおむね十分の一に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて一の区分として算出することができる(雇用形態が異なる場合を除く)。以下同じ)。

(i) 次のいずれにも該当すること。ただし、通常の労働者に雇用管理区分を設定していない一般事業主にあっては、(イ)に該当すること。

(ロ) 直近の事業年度におけるその雇用する通常の労働者に占める女性労働者の割合が産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値(当該平均値が四割を超える産業にあつては四割)以上であること。

(ハ) 直近の事業年度におけるその雇用する通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合が産業ごとの通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合を算出することができない一般事業主に限ること。

(イ) 雇用管理区分ごとに算出したその雇用する男性労働者(期間の定めのない

労働契約を締結している者に限る。以下この（i）及び（ii）において同じ。）の直近の事業年度における平均継続勤務年数に対するその雇用する女性労働者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。以下この（i）及び（ii）において同じ。）の直近の事業年度における平均年数の割合がそれぞれ十分の七以上であること又は雇用管理区分ごとに算出した十事業年度前及びその前後の事業年度に採用した女性労働者（新規学卒者等として雇い入れた者に限る。）の数に対する当該女性労働者であつて直近の事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合を十事業年度前及びその前後の事業年度に採用した男性労働者（新規学卒者等として雇い入れた者に限る。）の数に対する当該男性労働者であつて直近の事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合で除して得た割合がそれぞれ十分の八以上であること。この場合において、同一の雇用管理区分に属する労働者の数がその雇用する労働者の数のおおむね十分の一に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて一の区分として算出することができる。

八 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと。

九 次のいずれにも該当しないこと。
 イ 法第十二条の申請を行つた日より前に第三号の一般事業主行動計画に定められた目標を容易に達成できる目標に変更していること。

ロ 法第十五条の規定により認定を取り消され、又は第九条の五の規定による辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から三年を経過しないこと（当該辞退の日前に女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、当該辞退の申出をした場合を除く）。

ハ 第八条第一項第一号ホ（2）又は（3）に該当すること。

（法第十三条第二項の公表）

第九条の四 法第十三条第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、前条第四号から第七号までに掲げる事項の実績を公表していることとする。

（所轄都道府県労働局長に対する申出）

第九条の五 認定一般事業主又は特例認定一般事業主（法第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主をいう。）は、所轄都道府県労働局長に対し、法第九条又は第十二条の認定について辞退の申出をすることができる。

（法第十六条第二項の承認中小事業主団体）
第十条 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める承認中小事業主団体は、次のとおりとする。
 一 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会
 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
 三 商工組合及び商工組合連合会
 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 五 農業協同組合及び農業協同組合中央会
 六 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が中小事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）であるもの

七 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの（法第十六条第二項の一般社団法人の要件）

（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準）

第十二条 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十六条第二項の相談及び援助として、次に掲げる事業をいずれも実施し、又は実施することができる予定されていること。

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關する取組の実施に關する必要な労働者が雇用される事業所における雇用管理その他に關する講習会の開催、相談及び助言その他必要な援助を行う事業

ロ 口に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關する必要な労働者が雇用される事業所における雇用管理その他に關する講習会の開催、相談及び助言その他必要な援助を行う事業

二 前号の事業を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。

三 その構成員である中小事業主（次号において「構成中小事業主」という。）の三分の一以上が、法第八条第一項又は第七項の届出を行つていること。

四 構成中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに當たり、当該募集に係る労働条件についての他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

（承認申込書の申請）

第十三条 法第十六条第二項の規定により承認を受けようとする者は、その旨及び前条の基準を係る事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。（権限の委任）

第十四条 法第十六条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、第三十七条第二項及び第四十二条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、

次に掲げる募集に係るものは、承認中小事業主団体の所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

二 承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集する（以上であるときは、三十人）未満のもの（労働者の募集に関する事項）

第三十五条 法第十六条第四項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一 募集に係る事業所の名称及び所在地

二 募集時期

三 募集地域

四 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に係る業務であつて募集に係る労働者が処理するもの的内容

五 募集職種及び人員

六 賃金、労働時間、雇用期間その他の募集に係る労働条件

（法第十六条第四項の届出の手続）

（法第十六条第四項の規定による届出）

第十六条 法第十六条第四項の規定による届出は、同項の承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第十四条第二号に該当するもの及び白県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

法第十六条第四項の規定による届出をしてよとする承認中小事業主団体は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第十四条の草集にあつては同条の都道府県労働局長に、その

他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

前二項に定めるもののほか、届出の様式その他手続は、厚生労働省職業安定局長の定めたところによる。

(労働者募集報告)

第十七条 法第十六条第四項の募集に従事する認定中小事業主団体は、厚生労働省職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報表を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで(当該年度の終了前に労働者の募集を終てる場合にあっては、当該終了日の属する日の翌月末日まで)に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない(準用)(法第二十一条第一項の情報の公表)

第十八条 職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十六条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。

第十九条 法第二十条第一項の規定による情報公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに等一号イからチまで及び第二号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ以上公表するとともに、第一号リに定める事項を公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

イ 採用した労働者に占める女性労働者の割合

ロ 男女別の採用における競争倍率

ハ その雇用する労働者及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

ニ 係長級にある者に占める女性労働者の割合

ホ 管理職に占める女性労働者の割合

ト ヘ 役員に占める女性の割合

チ その雇用する労働者の男女別の職種の転換又はその雇用する労働者の男女別の雇用形態の転換及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の男女別の雇入れの実績

子 男女別の再雇用(通常の労働者として貯入れる場合に限る。)又は中途採用(おむね三十歳以上の者を通常の労働者として雇い入れの場合に限る。)の実績

3. 32において標準を満たさなかった項目に係る取組の実施状況を公表した日(該当するもののみ記入)	
項目名	実施の分野(3)(イ) ア)ふるさと納税制度 を活用した公表日
(1) 食材に関する取組	農林水産省令を参考の上、 年月日
(2) 調理器具・厨房に関する取組	年月日
(3) 時間や料金で課題となる方々に対する取組	年月日
(4) 管理者に対する評点	年月日
(5) 多様なキャリアコース	年月日

(4) 以下の4つから選んでおける書類の用紙を複数枚提出すること。

- ① 会計期間中に申告年月を含む会計期間実行計画書の写し
- ② ①の執行計画書の労働者の両面及び公費を行なっていることを明らかにする書類(公費支給ウェブサイトの画面を印刷した際の画面等)であってその日付が分かるもの
- ③ ②の実績を明らかにする書類(都道府県労働局が求める資料の写し)
- ④ ③及び④の公費を明らかにする書類(公費支給の厚生労働者のウェブサイトの画面を印刷した際の画面等)であってその日付が分かるもの

様式第一号（第七条関係）（第六面）

様式第一号(第七条開録)(第六面)
(記載略)

様式第二号（第九条の二関係）（第一面から第四面まで）

